

大阪府みどりづくり推進事業（活動助成）の審査基準について

1 審査の考え方

申請のあった本事業の実施計画書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及びみどりづくり推進事業実施要領第3の2の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果に基づき大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

2 審査基準

① 緑化計画

緑化を行う施設の役割や、緑化活動に必要な機能が十分に発揮できる内容となっているか。

② 維持管理

適切かつ継続的な維持管理が見込まれる計画となっているか。

その体制づくりができているか。

③ 地域交流

地域住民の協働による緑化活動となっているか。

緑化活動を通じた地域の交流が計画されているか。

④ 整備後の活用

整備（緑化）後の具体的な活用方法が計画されているか。

⑤ 整備・管理費用

整備・管理費用について十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか。

3 審査方法

- 審査に当たっては、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- 申請者によるプレゼンテーションは、事業執行の確実性や継続性、事業に対する申請者の意欲等を確認する必要があるとの観点から、申請補助金額が50万円を超えるものを対象として実施する。
- 審査に当たっては下表に基づき、項目ごとに20点の配点で行う。

審査項目	評価の基準	配点
①緑化計画 (配置計画・樹種構成等)	・緑化を行う施設の役割や、緑化活動に必要な機能が十分に発揮できる計画となっているか。	20
②維持管理 (維持管理計画・維持管理体制)	・適切かつ継続的な維持管理が見込まれる計画となっているか。 ・その体制づくりができているか。	20
③地域交流 (地域住民との協働・地域住民の交流)	・地域住民の協働による緑化活動となっているか。 ・緑化活動を通じた地域の交流が計画されているか。	20
④整備後の活用 (活用方法の計画)	・整備（緑化）後の具体的な活用方法が計画されているか。	20
⑤整備・管理費用 (経費の妥当性)	・整備・管理費用について十分に検証され、市場価格等から勘案して適切な内容となっているか。	20
評価点合計		100

- 各審査委員の評価点（上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。
ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- 審査に当たっては、上記（4）の平均値が60点に満たないものは不採択とする。
また、委員に対して不正行為目的の接触を行った申請者は、審査対象から除外することとする。